

緊急時避難準備区域の解除について

平成23年9月30日

原子力災害対策本部

1. 先般、原子力災害対策本部で策定した「避難区域等の見直しに関する考え方」（平成23年8月9日）を踏まえ、緊急時避難準備区域を含む全5市町村（広野町、楢葉町、川内村、田村市、南相馬市）において復旧計画が策定され、原子力災害対策本部に提出された。
2. これを受け、原子力災害対策本部としては、緊急時避難準備区域の解除及び復旧に向けて、関係市町村首長との意見交換を行うなど、福島県及び関係市町村と、より一層の緊密な連携を図ってきた。
3. また、原子力安全委員会からも緊急時避難準備区域の解除について「差し支え無い」旨の回答があったことから、本日、同区域解除の指示及び公示を行うこととする。
4. 今後、東日本大震災復興対策本部及び関係省庁とも連携し、当該市町村の復旧計画の実現に最大限対応していくとともに、引き続き、解除された区域における環境モニタリングや除染を適切に行うなど、住民の帰還に向けて万全の対応を行っていく。

（参考）「避難区域等の見直しに関する考え方（8月9日原子力災害対策本部）」
（「緊急時避難準備区域の解除の検討」（抜粋））

- ① 原子炉施設の安全確保状況に関し、水素爆発、炉心の冷却失敗などの異常事象の発生可能性等について評価。原子炉施設の安全性の観点からは緊急時避難準備区域の解除の妥当性を確認。評価結果は、原子力安全委員会にも報告。
- ② 通常のモニタリングに加え、学校や公共施設のほか、個別の要望に対応したモニタリングを実施。空間線量率などの観点から、基本的に安全性を確認。
- ③ 今後とも要望に対応したモニタリングなどによる、地域の安全性の確認を継続。市町村においては、住民の意向を十分に踏まえ、市町村の実情に応じた「復旧計画」の策定を開始。
- ④ 各市町村による慎重な検討が行われた後、最終的に計画の策定が完了した段階で、政府として緊急時避難準備区域を一括して解除。
各市町村の実情は多様であり、実際の住民帰還の時期は、市町村毎に大きく異なると想定。国は、各市町村の意向を尊重し、帰還に必要な支援を行う。

以上